



鳥取県公報

平成 28 年 9 月 23 日 (金)
第 8 8 3 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 公 告	平成28年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：林業・土木・獣医師））の 実施（人事委員会事務局任用課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
-------	---------------------------------------------------------------------------------

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成29年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成28年9月23日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

1 試験の名称

平成28年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：林業・土木・獣医師））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
林 業	3名程度
土 木	2名程度
獣 医 師	4名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額181,300円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

（1）年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 獣医師 昭和41年4月2日以降に生まれた者

イ アに掲げる職以外のもの

（ア）昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者

（イ）平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成29年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

（2）次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成29年4月1日までに受ける見込みの者であること。

（3）日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成29年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成28年11月13日 (日)

(3) 試験会場

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

人物試験 (集団討論及び個別面接)

(2) 試験期日

平成28年12月中下旬 (予定)

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

第 1 次試験の教養試験 (多肢選択式) と専門試験 (多肢選択式) の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験 (多肢選択式) と専門試験 (多肢選択式) には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験 (多肢選択式) と専門試験 (多肢選択式) の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する論文試験と第 2 次試験において実施する人物試験 (集団討論及び個別面接) の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験 (集団討論及び個別面接) には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成28年11月28日 (月) (予定) にインターネット上の鳥取県のホームページ (とりネット) にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成29年 1 月中旬 (予定) に、インターネット上の鳥取県のホームページ (とりネット) にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定 (採用候補者の発表) の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成29年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ (とりネット) に掲載するとともに、鳥取県人

事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部及び名古屋代表部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成28年 9 月 30 日（金）午前 0 時から同年 10 月 12 日（水）午後 12 時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成28年 9 月 30 日（金）から同年 10 月 17 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成28年 10 月 17 日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第 1 次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合がある。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。